

平成20年7月3日

## 東京都における一酸化炭素中毒事故について

7月3日（木）、東京都において、中学校の給食室で調理中に一酸化炭素による中毒事故（軽症2名）が発生した旨の報告がありました。

### 1. 事故の概要

7月3日（木）午後12時頃、ガス事業法第46条に基づき、東京ガス（株）から関東東北産業保安監督部に対し、同日午前9時頃に東京都の中学校の給食室において調理員が調理をしていたところ、一酸化炭素による中毒事故（軽症2名）が発生した旨の報告がありました。

なお、同様の情報を本日、原子力安全・保安院のホームページに掲載しますので併せてお知らせします。

#### [掲載箇所]

[http://www.nisa.meti.go.jp/9\\_citygas/gas\\_accident.htm](http://www.nisa.meti.go.jp/9_citygas/gas_accident.htm)

#### [掲載内容]

事業形態： 一般ガス事業者

ガス種： 13A

事故発生日： 平成20年7月3日（木）午前9時頃

事故発生場所： 東京都 一般業務用建物（中学校）

被害状況： 2名軽症（一酸化炭素中毒）

事故概要： 消防から「学校の給食室でガス臭気あり」との通報を受け、ガス事業者が確認したところ、中学校の給食室で調理中の調理員2名が気分が悪くなり病院に搬送されたことを確認した。当該給食室については本年6月に一酸化炭素警報機鳴動のため学校側からガス事業者に点検依頼があり、その際ガス事業者は業務用煮炊釜（回転釜）3台において高濃度の一酸化炭素を検知し、当該機器の使用禁止及び換気設備の稼動を数回にわたり要請していたことが判明している。詳細調査中。

機器分類： 不明  
(参考情報)  
製造者： 不明  
型番： 不明  
(製造年不明)

## 2. 注意喚起について

- ガス機器の使用中は、必ず換気扇を回してください。
  - ・ガスが燃焼するには新鮮な空気（酸素）が必要です。空気が不足すると、不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因となり、死亡事故につながる可能性があります。
  - ・ガス機器を使用するときは、必ず換気扇を回すか、換気装置を動かし、換気をしましょう。
  - ・共用機械排気を行っている建物では、稼働時間に十分注意してください。
  - ・ガス機器の排気が十分に行われないと、排気ガスが室内にあふれて、一酸化炭素中毒をおこすことがあります。
  
- 「不完全燃焼警報機能付きガス漏れ警報器」の設置をおすすめします。
  - ・ガス漏れや、不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知すると、ランプと音声でお知らせします。
  - ・ガスの種類によっては、不完全燃焼警報器とガス漏れ警報器をそれぞれ設置する必要があります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 ガス安全課

担当者：福島、大谷

電話：03-3501-4032 (直通)